

秦野市土木事業補助金交付及び資材支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生活環境の改善を図るため、市長が適当と認める団体（以下「事業団体」という。）が行う土木事業に係る補助金の交付及び資材の支給について必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定道路 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する道路（旧道路法（大正8年4月法律第58号）施行の際認定したと見なした道路を含む。）をいう。
- (2) 認定道路以外の道路 前号以外の道路をいう。
- (3) 下水 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条の規定による下水をいう。

(補助対象)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助工事」という。）は、次に掲げる事業で1件の補助対象基本額は、100万円を限度とする。

- (1) 5戸以上で施行する認定道路以外の道路の改良及び修繕工事
- (2) 5戸以上の下水工事
- (3) その他特に市長が必要と認める工事

(補助率)

第4条 補助率は、補助工事に要する費用に対し、次の割合とする。

この場合において、その割合で計算した額に1,000円未満の端数があるときは、それを切り捨てる。

- (1) 前条第1号の工事 75パーセント以内
- (2) 前条第2号の工事 60パーセント以内
- (3) 前条第3号の工事 市長がその都度定める。

(補助の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする事業団体は、補助工事要望書（第1号様式）に、補助工事施行者名簿（第2号様式）を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金交付の内定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、補助工事要望受付簿（第3号様式）に記載し、内容の審査及び現地調査を行い、適当と認めるときは補助工事内定通知書（第4号様式）により当該事業団体に通知しなければならない。

（資材支給の対象）

第7条 資材の支給の対象となる事業（以下「資材支給工事」という。）は、次に掲げる事業で、1件の資材支給計算総額は60万円以下とする。ただし、限度額を超えないとその効果を十分発揮できない場合にあっては、支給総額の10パーセントを超えない範囲で増額することができる。

- (1) 認定道路の補修工事及び排水施設工事
- (2) 認定道路以外の道路で、認定道路に準じて公共性の高い道路の補修工事及び排水施設工事
- (3) 公共性の高い下水工事
- (4) その他特に市長が必要と認める工事

（資材支給の申請）

第8条 前条の資材支給を受けようとする事業団体は、資材支給申請書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請の代表者は、原則として自治会長とする。

（資材支給の決定）

第9条 市長は、前条の申請があったときは資材支給工事申請受付簿（第6号様式）に記載し、その書類の審査及び現地調査を行い、資材支給を必要と認めるときは、速やかに資材の支給の決定をし、資材支給決定通知書（第7号様式）により当該事業団体に通知しなければならない。

（支給日）

第10条 資材は、前条の決定通知をした後、その事業団体の代表者と協議し、工事施行の当日又は前日までに、資材支給工事を施行する場所において支給するものとする。

（資材支給工事の完成届）

第11条 資材の支給を受けた事業団体は、当該工事が完成したときは、その翌日から起算して5日以内に資材支給工事完成届（第8号様式）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

（残余資材の返納）

第12条 資材の支給を受けた事業団体は、その資材支給の対象となった工事の完成又は事情により工事が遂行できなかった場合において、支給された資材に残余を生じたときは、直ちにその資材を市長に返納するものとする。

(施工基準)

第13条 事業団体は、規則第5条及び第9条により補助金の交付決定及び資材の支給決定を受けたときは、別に定める施工基準によって施行しなければならない。ただし、施工基準によることができないときは、別に市長が指示する。

(損害を受けた場合の補助)

第14条 市長は、施行中の補助工事が天災その他不可抗力のため損害を受けたときは、その部分の出来高に対し、当初の補助率により、その事業団体に補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の交付を受けようとする事業団体は、損害を受けた日から起算して5日以内に損害出来高申請書(第9号様式)に工事既成調書(第10号様式)及び損害明細書(第11号様式)を添えて市長に申請し、承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認をする場合において、秦野市補助金交付規則(昭和53年秦野市規則第2号)第14条の規定により額の決定等を行い、事業団体は、この確定に基づき補助金を請求するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助工事及び資材支給工事の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 秦野市土木事業補助金交付及び資材支給要綱(昭和53年4月1日施行)は、廃止する。